

生活福祉資金Q&A

Q1 生活福祉資金は、誰でも借りることができますか？

収入の少ない世帯や、障害者、高齢者の方が属する世帯を対象とした貸付となりますが、各資金別の貸付要件に当てはまらない場合は、貸付を受けられません。返済能力も審査されます。また、本資金の貸付を通じて、世帯の経済的自立の支援を行うことが制度の趣旨となっていますので、借入のご相談の際に、世帯の収入のほか、負債（借金）などの経済状況に関する聞き取りや書類の提出を求めます。

Q2 自立相談支援機関って何ですか？

平成27年4月から開始された生活困窮者自立支援制度に基づき、生活保護の対象にならないものの、様々な理由で生活にお困りの方々を対象として、居住確保支援や各種再建支援、就労支援、子ども支援など、多様な支援を行っています。また、生活福祉資金の貸付に当たっては、生活困窮者自立支援制度の利用が要件として定められています。

Q3 生活福祉資金の貸付制度で、民生委員の役割はどういったものがありますか？

本制度の民生委員の役割は、日頃の生活にお困りの方々への相談支援や、借入申請時の意見書の作成、返済までの相談支援などがあります。つまり本制度は、民生委員から借入世帯への相談援助活動を前提としているため、民生委員との関わりを持たずに貸付制度を利用することはできません。

Q4 母子（父子）世帯は借入申込ができますか？

母子（父子）世帯については、まず県保健福祉事務所（仙台市は区の家計健康課・宮城総合支所のみ保健福祉課、各市の福祉事務所）へ「母子父子寡婦福祉資金」の申請を優先的にしていただきます。その上で、対象外で申請できなかった場合や、不承認になった場合につきましては、お住いの市区町村社会福祉協議会へご相談ください。

Q5 貸付金の償還中に引っ越しをしたのですが、何か届出は必要ですか？

引っ越しに限らず、申込時の状況（住所・氏名等）に変更があった場合は、届出が必要になります。必要書類は、本会指定様式の住所氏名等変更届と、世帯全員分の住民票となっております。詳しくは、申込された市区町村社会福祉協議会へご相談ください。

Q6 現在、世帯で生活保護を受給しているのですが、生活福祉資金の貸付を利用できますか？

制度上、総合支援資金と不動産担保型生活資金につきましては、生活保護世帯は貸付の対象外となっています。その他の資金につきましては、お住いの市区町村の生活保護実施機関（福祉事務所）が、本資金の借入れが必要と認めた場合に限り申請が可能となります。また、申請に際しては、生活保護実施機関が作成した調査意見書が必要となります。また、一部の資金の償還（返済）は、生活保護実施機関の生活保護費からの代理納付が原則となります。

Q7 資金の申し込みから貸付金が送金されるまで、どのくらい期間がかかりますか？

貸付審査を行うため、本会で申請を受付けてから、申請内容に不備がないことを確認した上で、貸付金の送金まで、おおよそ3週間から1か月程度要します。*

特に、教育支援資金につきましては、学校への学費の納付期限が設定されていることに加え、申請に必要な書類の収集や世帯状況の聞き取りなど、申請までの手続きや本会での審査、貸付後の送金まで相当の日数がかかることが予想されます。借入申込みを検討される場合は、時間に余裕をもって、お住いの市区町村社会福祉協議会へお問合せください。

※この期間は、資金の種類によって異なります。緊急小口資金は不備のない申請書の受付から7～10日間、不動産担保型・要保護世帯向け不動産担保型生活資金は数か月、この他にも第三者機関「生活福祉資金運営委員会」に意見を求めるものについては、2か月程度を要します。

「生活福祉資金」に関するご相談やお問合せは
住民票(居住が確認できること)のある市区町村社会福祉協議会へ

宮城県内の市区町村社会福祉協議会

(土曜・日曜・祝日は休み)

市区町村名	電話番号
仙台市	022-223-2010
青葉区	022-265-5260
青葉区 宮城支部	022-392-7868
宮城野区	022-256-3650
若林区	022-282-7971
太白区	022-248-8188
泉区	022-372-1581
石巻市	0225-92-6733
塩釜市	022-364-1213
気仙沼市	0226-22-0709
白石市	0224-22-5210
名取市	022-384-6669
角田市	0224-63-0055
多賀城市	022-368-6300

市区町村名	電話番号
岩沼市	0223-29-3711
登米市	0220-21-6310
栗原市	0228-23-8070
東松島市	0225-98-6925
大崎市	0229-21-0550
富谷市	022-358-3981
蔵王町	0224-33-2940
七ヶ宿町	0224-37-2271
大河原町	0224-53-0294
村田町	0224-83-5422
柴田町	0224-58-1771
川崎町	0224-85-1222
丸森町	0224-72-2241
亘理町	0223-34-7551

市区町村名	電話番号
山元町	0223-37-2785
松島町	022-353-4224
七ヶ浜町	022-349-7781
利府町	022-356-9060
大和町	022-345-2156
大郷町	022-359-2753
大衡村	022-345-6631
色麻町	0229-65-2260
加美町	0229-63-2547
涌谷町	0229-43-6661
美里町	0229-32-2940
女川町	0225-53-4333
南三陸町	0226-46-4516

(令和5年8月現在)

実施主体

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目7番4号 電話022-225-8478
(土曜・日曜・祝日は休み) (受付時間 9:00~17:00)

個人情報の 取扱について

宮城県社会福祉協議会では、「個人情報の保護に関する法律」に基づき「個人情報保護規程」及び「コンピュータ情報システムの運用管理に関する取扱要領」を定め、「生活福祉資金貸付事業における個人情報の取扱について」を運用して、個人情報の保護に努めています。